

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第78号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年5月2日（木） 05時10分ごろ
発生場所	和歌山県田辺市田辺漁港 田辺市所在の田辺港江川東防波堤灯台から真方位330° 90m付近 （概位 北緯33° 43.7′ 東経135° 21.8′）
事故等調査の経過	平成25年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート <small>フ</small> <small>ラ</small> <small>ッ</small> <small>テ</small> <small>ッ</small> <small>ロ</small> 、10トン 235-48835 三重、株式会社三進 B 遊漁船 <small>かいおう</small> 海鳳丸、7.3トン WK2-3977（漁船登録番号）、個人所有 第252-18929号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部ハンドレールに曲損 B 右舷船首部外板に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、田辺漁港北部の係留岸壁を離岸し、船長Aが、手動操舵によって操船を行い、港口に向けて南南西進していたところ、岸壁先端付近の左舷方至近にB船を認めて右転したが、平成25年5月2日05時10分ごろ、田辺漁港において、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、田辺漁港東部の係留地を出発し、船長Bが、操舵室に立ち、手動操舵を行って西南西進中、田辺漁港を南南西進中のA船を認めた。 船長Bは、A船が港口に向けるために右転するものと思い、B船の速力を落として針路を保持して航行中、操舵室後方の釣り客に質問され、操舵室から釣り客の方へ向かった。 船長Bは、他の釣り客の危ないという声を聞き、船首方を見てA船を至近に認め、操舵室に戻って機関を全速力後進にしたが、B船とA船とが衝突した。 船長Bは、携帯電話で家族に118番通報を依頼し、両船共に自力航行して近くの岸壁に着岸した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時 日出時刻：05時09分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、田辺漁港に約10回寄港したことがあり、漁船が多数存在していることを知っていたので、漁船の出入りが多い港口に注意を向けていた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、田辺漁港を港口に向けて南南西進中、船長Aが、港口に注意を向けていたことから、左舷方至近に接近したB船を認め、右転したものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、田辺漁港を西南西進中、船長Bが、A船が港口に向けて右転するものと思い、減速を行い、針路を保持して航行していたところ、操舵室後方の釣り客に質問され、釣り客の方へ向かい、操舵室を離れていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、田辺漁港において、A船が港口に向けて南南西進中、B船が西南西進中、船長Aが港口に注意を向け、また、船長Bが操舵室を離れていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手船の動向に注意し、操舵室を無人としないこと。 ・岸壁先端付近では、他船と出会った場合、衝突を回避することが困難な状況になることがあるので、見張りを適切に行うこと。